

徳島被災者支援プラットフォーム規約（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この団体は、徳島被災者支援プラットフォーム（以下「本団体」という。）と称する。

（事務所）

第 2 条 本団体の事務所は、徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目的）

第 3 条 本団体は、徳島県内における災害発生に備え、平時より被災者支援に携わる多様な団体との関係構築や連携強化、官民連携による被災者支援の普及啓発等を行い、災害時には被災地のニーズと N P O 等の支援の迅速かつ的確なマッチングにより、円滑な被災者支援につなげることを目的とする。

（事業）

第 4 条 本団体は、第 3 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 平時の活動

- ① 県内外の N P O 等との連携強化
- ② 官民連携による被災者支援の普及啓発
- ③ その他、本団体の目的を達成するために必要と認められる事業

(2) 災害時の活動

- ① 行政・社会福祉協議会・県内外の N P O 等民間団体との情報共有
- ② 被災市町村のニーズと多様な支援の連携調整
- ③ その他、本団体の目的を達成するために必要と認められる事業

第 3 章 会員

（入会）

第 5 条 本団体の目的に賛同した団体又は個人は、別に定める入会申込書により申し込み、本団体の理事長の承認をもって会員となる。

（会員の資格の喪失）

第 6 条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第7条 脱退を希望する団体又は個人は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第8条 会員が本団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき、理事会の議決により、除名することができる。

第4章 役員

(種別及び定数)

第9条 本団体に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(選任等)

第10条 役員は、理事会において選任する。

2 監事は、理事長及び副理事長を兼ねることはできない。

(職務)

第11条 理事長は、本団体を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、本団体の事業及び会計を監査する。

(任期等)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(解任)

第13条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えない状況があると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第14条 役員は、無報酬とする。

第 5 章 総会

(種別)

第 15 条 本団体の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 16 条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第 17 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

(開催)

第 18 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、必要に応じて開催することができる。
- 3 総会は、オンライン会議システムを利用して開催することができる。

(招集)

第 19 条 総会は、理事長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、通知しなければならない。

(議長)

第 20 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第 21 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 22 条 総会における議決事項は、第 19 条第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 23 条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につ

いて書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、第 21 条、第 22 条第 2 項及び第 37 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 24 条 理事会は、理事をもって構成する。ただし、監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第 25 条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 役員の選任又は解任
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 26 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

2 理事会は、オンライン会議システムを利用して開催することができる。

(招集)

第 27 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、通知しなければならない。

(議長)

第 28 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 29 条 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 30 条 理事会における議決事項は、第 27 条第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第31条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第29条及び第30条第2項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるることができない。

(専決事項)

第32条 理事長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について専決することができる。

2 理事長は、本団体の運営に重大な影響を及ぼさない変更について、事務局に専決させることができる。

3 理事長は、前二項の規程により専決したときは、これを次の会議において報告しなければならない。

第7章 会計

(経費)

第33条 本団体の運営に要する経費は、補助、寄付及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第34条 本団体の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第35条 本団体の事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第36条 本団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第37条 本団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第38条 本団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 会員の欠亡
- (3) 合併

2 前項第1号の事由により本団体が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(合併)

第39条 本団体が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

第9章 雑則

(事務局)

第40条 本団体の事務を処理するため、事務局を置く。

2 本団体の事務局は、徳島県危機管理部防災対策推進課事前復興室内に置く。

(細則)

第41条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この規約は、当団体の成立の日から施行する。

2 当団体の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理事長	上月	康則
副理事長	井若	和久
理事	堀井	秀知
同	湯浅	雅志
同	川上	健太
同	岸田	徳明
同	梅田	尚志
同	勝間	基彦
監事	大塚	二郎

3 当団体の設立当初の役員の任期は、第12条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年6月30日までとする。

4 当団体の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。